

2024 年度 春季中部学生ヨット選手権大会
レース委員会が審問無しに課すペナルティー

SP : レース委員会が審問無しに課す標準ペナルティーは、以下のとおりとする。

5 陸上で発せられる信号

5.2 音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚 40 分以降に発せられる。」を意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇をしてはならない。

⇒指示 5.2 違反に対して、その違反の直後のレースの得点に+3 点を加点する。
艇のレース得点は失格 (DSQ) より悪くなることはない。

14 ペナルティー方式

14.2 規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した競技者は、大会.org の上部にある青色の+ボタンから申告しなければならない。

⇒指示 14.2 違反に対して、その違反のレースの得点に+3 点を加点する。
艇のレース得点は失格 (DSQ) より悪くなることはない。

16 安全に関する要件

16.2 その日の第 1 レースの艇の乗員は、出艇申告書がオープンされてから 9:30 までに申告書にサインをしなければいけない。

16.3 競技者は、その日の 9:30 までに、帆走指示書もしくは大会ウェブサイトのリンク先に用意された「乗員申告書」のフォームに各日の最初のレースの乗員を申告しなければならない。

16.4 競技者は、その日のレース終了後は、遅くとも指示 15.3 の抗議締切時刻までに、帰着申告書に関わる事項を記載し完了させなければいけない。

16.5 リタイヤする艇は、出艇申告受付時間内に、帆走指示書もしくは大会ウェブサイトのリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。その後出艇する場合は、出艇する旨を大会本部に口頭で伝えなければいけない。

16.6 レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であれば委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。帰着後は速やかに、帆走指示書もしくは、大会ウェブサイトのリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームを送信すると共に、16.4を完了しなければならない。ただし、その後すぐに出艇する場合はその限りではなく、大会本部に口頭で、当該レースのリタイアと次回レース参加の意志を申し出ることとし、「リタイア報告書」は15.3の抗議締切時刻までに送信すること。

⇒指示 16.2、16.3、16.4の違反に対しては、以下のとおりとする。

1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。

2 回目の違反に対して、+3点を加点する。ペナルティーを与えるレースは、艇に対して、引き続きのレースが行われた場合には指示 16.2、16.3の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 16.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

⇒指示 16.5、16.6の違反に対しては、以下のとおりとする。

1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。

2 回目の違反に対して、+3点を加点する。ペナルティーを与えるレースは、当該レースの直前のレースとする。

艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない。

17 競技者の交代

競技者は、その日の2レース目以降に海上乗員の交代をする場合は、遅くとも指示 15.3の抗議締切時刻までに大会ウェブサイトまたは帆走指示書のリンク先に用意された「乗員交代申告書」のフォームに入力し送信しなければならない。

⇒指示 17 違反に対して、その違反のレースの得点に+1点を加点する。

艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない